

事 務 連 絡  
平成24年5月18日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人事務局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

#### 学校に設置している遊具の安全確保について

平成24年3月30日（金）に、街区公園に設置されていたネットクライミング（リングトンネル付）において、9歳男児が遊具にぶら下がった状態で登っていたところ、足がはずれて落ち、地面付近の遊具の梁に左目上部をぶつけ、裂傷・打撲し13針縫合する事故が発生し、別紙のとおり、国土交通省から各都道府県及び政令指定都市都市公園管理担当課長に対し、事務連絡が発出されましたので、参考のため送付します。

学校に設置している遊具については、従来より、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、今回の報告があったことを踏まえ、別紙資料を参考に、類似遊具について適切な安全点検を行うなど、遊具の安全管理に努めるようお願いします。

また、都道府県私立学校主管課にあつては貴管下の私立学校を設置する学校法人に対し、都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課にあつては域内の市町村教育委員会に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いします。

（本件連絡先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全係  
T e l 0 3 - 5 2 5 3 - 4 1 1 1 （内線2917）

事務連絡  
平成24年4月17日

各都道府県及び政令指定都市  
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局  
公園緑地・景観課 企画専門官

### 公園施設の安全管理の強化について

平成24年3月30日（金）に、街区公園に設置されていたネットクライミング（リングトンネル付）において、9歳男児が遊具にぶら下がった状態で登っていたところ、足がはずれて落ち、地面付近の遊具の梁に左目上部をぶつけ、裂傷・打撲し13針縫合する事故が発生したので、別添のとおりお知らせする。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（以下、「指針」という）では「4-1（4）遊具の構造」において、「基礎部分が露出している場合は、原則として埋め戻しなどによる対策が必要であるが、これらの対策が困難な場合は、露出している基礎部分をラバーなどの衝撃吸収材で覆う。」こととしている。

なお、本件事故において、露出していた部分は遊具構造部材の一部であり基礎部分ではないが、当該遊具の基礎部分近くに露出していた構造部材において、発生した事故であることをかんがみ、上記の落下対策の例を示している。

都市公園の安全管理にあたっては、平成20年8月に、遊具の老朽化対策及び点検体制の強化を図る観点から「指針」の改定を行い、公園管理者に通知したところである。貴職におかれては、「指針」の内容を踏まえ、今後も日常点検等の確実な実施による公園施設の安全対策に万全を期し、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されたい。

## 【事故の概要】

■ 発生日時 平成 24 年 3 月 30 日（金）

■ 発生場所 人口約 20 万人の都市

■ 発生公園 街区公園

- 状 況
- ・街区公園に設置されていたネットクライミング（リングトンネル付）において、9 歳男児が遊具のリング部を手でつかまりながら、ぶら下がった状態で登っていたが、足がはずれたため、体をねじりながら顔面（左側）から落ちた。この際、地面付近の遊具の梁にぶつかり、左目上部を裂傷・打撲し 13 針縫合する怪我をした。
  - ・当該遊具は平成 24 年 3 月 28 日（水）に竣工検査を行い、検査完了後供用開始していた遊具。
  - ・事故発生後、遊具周囲をロープで囲み使用禁止とし、安全対策として遊具の梁の上部まで盛土した上で、梁を覆う形で地表部（1m×8m）にゴムマット（t=5cm）を敷く予定。

## ■ 事故関連写真等



事故発生遊具全景

地面付近の梁が露出している  
遊具の構造となっていた。



ぶら下がった状態